

第四十五条の二中「自動車の検査に関する申請書、自動車検査証、自動車検査証返納証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査標章」を「自動車の検査並びに軽自動車検査ファイル及び二輪自動車検査ファイルの正確な記録を確保するための措置に関する申請書、届出書及び請求書、輸出予定届出証明書、自動車検査証、検査標章、自動車検査証返納証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証並びに法第七十二条の三の規定による証明書（以下「検査記録事項等証明書」という。）に改め、同条の次に次の一条を加える。

（検査記録事項等証明書）

第四十五条の三 検査記録事項等証明書は、法第七十二条第二項の電子情報処理組織によって作成するものとする。

第四十七条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 法第六十九条の二第三項ただし書の輸出に係る届出をさせる必要性に乏しいものとして国土交通省令に定める自動車に該当する旨の届出

第四十九条第四項中「検査記録事項」を「検査記録等事項」に改める。

第六十六条の二第二項第二号中「前号」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「かわらず」の下に「、法第十一条第三項若しくは第五項」を加え、同条に次の一項を加える。

三 法第六十九条の二第二項若しくは第三項本文、法第六十九条の二第五項において準用する法第十五条の二第四項、法第六十九条の三において準用する法第十八条第三項又は法第七十二条の三の規定により運輸監理部長又は運輸支局長に対してする申請等は、最寄りの運輸監理部若しくは運輸支局又は自動車検査登録事務所においてするものとする。

第六十七条の次に次の一条を加える。

（情報管理センターに対する照会）

第六十七条の二 検査対象軽自動車に係る法第九十九条の三の照会は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 車台番号

二 移動報告番号

三 解体報告記録がなされた年月日

四 車両番号（自動車検査証が返納された自動車に係る照会にあつては、自動車検査証が返納された際の車両番号）

五 使用済自動車の再資源化等に関する法律第八十一条第一項の規定により引取業者が情報管理センターに報告した年月日

二 前項の照会を受けた情報管理センターは、電子情報処理組織を使用する方法により当該照会に係る事項について国土交通大臣に対し通知しなければならない。

第六十九条第一項中「第一号、第二号、第五号又は第七号から第九号」を「第一号から第四号まで、第七号又は第九号から第十一号」に、「自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者に限る」を「臨時検査合格標章の再交付を申請する者を除く」に、「臨時検査合格標章又は検査標章」を「臨時検査合格標章の再交付」に、「第十号又は第十二号」を「第十二号又は第十四号」に改め、同条第二項中「法第一百二条第一項第三号、第四号、第六号又は第十一号」を「法第一百二条第一項第五号、第六号、第八号又は第十三号」に改める。

別表第二新規検査及び予備検査の項中「抹消登録証明書」を「一時抹消登録証明書」に改める。

別表第二の四中「40から49まで」を「40から49まで、400から499まで及び600から699まで」に、「50から59まで」を「50から59まで、500から599まで及び700から799まで」に、「80から89まで」を「80から89まで及び800から899まで」に改める。

第十号様式を次のように改める。

第十号様式

（臨時検査合格標章  
（軽自動車届出済証再交付申請書）

（第四十一条、七関係  
第六十三条の七関係）

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 臨時検査合格標章<br>軽自動車届出済証 再交付申請書 |   |
| 年 月 日<br>印                  | 印 |
| 申請者の氏名又は名称<br>所             |   |
| 住 所                         |   |
| 申請代理人の氏名<br>所               |   |
| 住 所                         |   |
| 車両番号                        |   |
| 再交付を受ける理由                   |   |
| 備 考                         |   |

注(1) 不要の文字を抹消すること。

注(2) 臨時検査合格標章の再交付を申請する場合にあつては当該自動車が運転者室及び前面ガラスを有するかどうかの別を備考欄に記載すること。

注(3) 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

第十一号様式及び第十二号様式を削り、第十二号様式の二を第十一号様式とする。

第十二号様式の三から第十三号様式の三までの様式を削り、第十一号様式の次に次の一様式を加える。

第十二号様式（車両番号欄）

（その一）

